

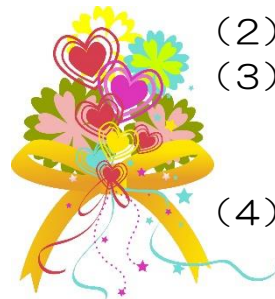
結婚祝金の住民票要件が4月から変わります

結婚を祝福し、夫婦の新しい人生を応援するため、結婚祝金を交付しています。4月以降、世帯全員の住民票に替えて夫婦の住民票で申請できます。世帯主、続柄も省略できます。



- 対象** 次の条件をすべて満たす方
- (1) 令和5年4月1日以降に結婚した夫婦
 - (2) 婚姻届提出日時点で、夫婦ともに39歳以下でいずれもこの結婚祝金の交付を受けていない方
 - (3) 結婚祝金の交付を申請する時点で、夫婦が本市に居住し住民登録がある方
 - (4) 結婚祝金の交付決定日から2年以上、夫婦が本市に定住する意思がある方
 - (5) 夫婦ともに税金を完納している方

交付額 1夫婦あたり10万円
申請 次の書類を直接、または郵送で、こども未来課へ。



- (1) 結婚祝金交付申請書
- (2) 夫婦の戸籍謄本（夫婦ともに外国籍の方は婚姻届の受理証明書）
- (3) 住民票（世帯全員または夫婦）
 ※世帯主、続柄、本籍の記載は必要ありません。
 ※マイナンバーは記載しないでください。
- (4) 夫婦それぞれの完納証明書（四日市市が発行するもの）
 ※完納証明書は市役所2階市民税課で取得してください。各地区市民センター、市民窓口サービスセンターでは取得できませんので、ご注意ください。

申請期間 婚姻届出日から6か月以内
その他 結婚祝金交付申請書は、こども未来課、市民課、市民窓口サービスセンター、各地区市民センター（中部を除く）でお渡ししています。市ホームページからも入手できます。

問合せ こども未来課（〒510-8601 諏訪町2-2 総合会館3階） 二次元コード
 電話：059-354-8038
 市ホームページ「四日市市結婚祝金給付制度のご案内」



ごみを出すときはマナーとルールを守りましょう！

ごみを出すときは、必ずごみ出し3原則のルールを守りましょう。

《ごみ出し3原則》

- ① 決められた日の午前8時30分までに
- ② 決められたものを
- ③ 決められた集積場へ



収集日については「ごみ収集日程表」をご確認ください。必ずお住まいの地域の集積場を確認して決められた場所へ出しましょう。

ルールを守らずに出されたごみは収集できませんので十分注意してください。

問合せ 環境事業課 電話：059-340-3308

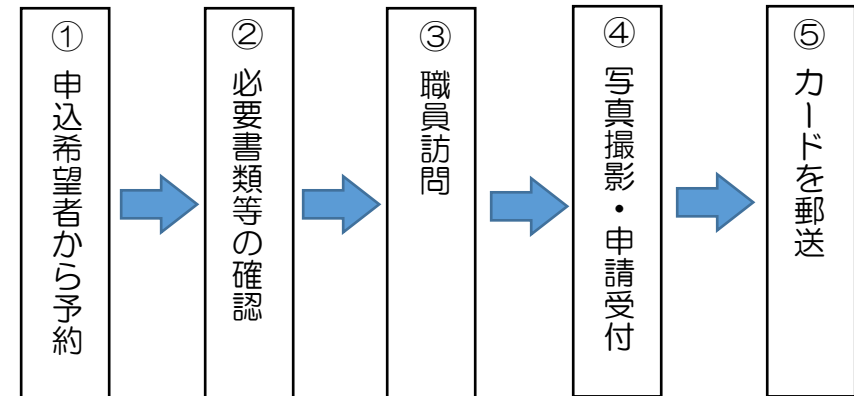
マイナンバーカードの出張申請受付の戸別訪問について

窓口への来庁が困難で在宅している方にカードを取得いただくために、事前予約制により個人宅での出張申請受付を実施いたします。

開始時期 4月から
対象者 市内に住民登録があり、マイナンバーカードを初めて申請する方で、次のいずれかに該当する方など。

- ① 要介護3～5の認定を受けている、外出が困難な方
- ② 身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている、外出が困難な方

手続きの概要



※申請後、カードが届くまでに1～2か月かかります。

その他

- ・団体向けのカード出張申請受付も行っています
 マイナンバーカードの申請希望者が5名以上見込まれる福祉施設等を対象に、市職員が指定の場所などを訪問し、申請手続きを一括して行います。
- ・マイナ保険証について
 マイナンバーカードと健康保険証との一体化については、令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行されます。

問合せ 市民課マイナンバーカードサービスセンター（じばさん3階）
 電話：059-340-8371 FAX：059-340-8372



春の全国交通安全運動 4月6日(土)～15日(月)

みんなで交通ルールを守ろう！
 一人一人の心がけで交通事故をゼロにしよう！



この地区のお知らせ「おおやち」は大矢知地区社会福祉協議会作成のホームページにも掲載されています。

<http://oyachi.sakura.ne.jp/>

